

1. 条例の制定に伴い見直しを行う課題について

(1) 条例の周知方法

- (ア) 広報紙、ホームページ等市の広報手段を活用
- (イ) パブリックコメント募集要領に点字や音訳、ルビ版を用意
(12月中旬から1か月程度、市役所、市民センターに設置)
- (ウ) 条例(全文)の点字や音訳、ルビ版などを作成

(2) 「手話言語の促進」に関連して

- (ア) 手話通訳者の派遣範囲の拡大
- (イ) 手話通訳者の報酬単価の見直し
- (ウ) 手話通訳者養成講座の充実
- (エ) 学校における手話の普及

(3) 「要約筆記・点字・音訳等の促進」に関連して

- (ア) 要約筆記者の派遣範囲の拡大
- (イ) 要約筆記者の報酬単価の見直し
- (ウ) 障害者向けの日常生活用具の支給対象の見直し
- (エ) 「点字・音訳」の「コミュニケーション支援事業」への位置づけ
- (オ) 知的障害、発達障害等のある人向けに、病院や公的機関の利用などに役立つ平易な言葉によるガイドブック「わかりやすい版」の検討

2. 条例の愛称(通称)について

例1. 「(明石市) 手話言語等コミュニケーション条例」

例2. 「(明石市) 人と人をつなぐ豊かなコミュニケーション条例」